

○ 建設業法においては、**建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護**する等の観点から建設業の許可制度及び技術者制度を設けている。許可の要件は、①経営能力、②財産的基礎、③技術力、④適格性の4つ。

## 許可制度

### 許可要件

経営の安定性

#### 経營業務の管理を適正に行う能力

- ①建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等（**経營業務管理責任者**）を置かなければならない。
- ②適正な社会保険に加入していること。

#### 財産的基礎

※請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

技術力

#### 営業所専任技術者の設置

※その営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のもの（**営業所専任技術者**）を置かなければならない。

＜営業所専任技術者の要件＞

- 特定建設業許可：監理技術者の要件と同等
- 一般建設業許可：主任技術者の要件と同等

適格性

#### 誠実性

※役員等が請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

### 許可の区分

#### 29業種※

業者数（R3.3末現在）  
473,952業者

大臣  
許可

知事  
許可

#### 特定建設業許可

元請として**4,000万円以上**の下請契約を締結して工事を施工する者

※建築一式工事の場合は**6,000万円以上**

2以上の都道府県の区域内に営業所設置

1の都道府県の区域内のみ営業所を設置

#### 一般建設業許可

特定建設業許可以外

## 許可不要

1件の請負代金の額が**500万円未満**の建設工事

※建築一式工事の場合は、1件の請負代金が1,500万円未満の建設工事  
または  
延べ面積150㎡未満の木造住宅工事

- 建設業者（建設業許可を受けた者）は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として「主任技術者」を、また、元請においては下請契約の請負代金額の合計が一定以上の場合（4,000万円以上（建築一式工事は6,000万円以上））は、「監理技術者」を配置しなければならない。
- また、公共性のある施設等に関する重要な建設工事で請負代金額が一定以上のもの（3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上））については、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならない。

		監理技術者	主任技術者
工事現場の技術者	元請工事における 下請合計金額	4,000万円以上 (建築一式工事は6,000万円以上)	4,000万円未満 (建築一式工事は6,000万円未満)
	資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一級国家資格者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級施工管理技士</li> <li>・一級建築士</li> <li>・技術士</li> </ul> </li> <li>○実務経験者（指定建設業※を除く）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</li> </ul> </li> </ul> <p>※指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一級国家資格者 (左記同様)</li> <li>○二級国家資格者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・二級施工管理技士</li> <li>・二級建築士 等</li> </ul> </li> <li>○実務経験者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大卒(指定学科)後3年以上の実務経験</li> <li>・高卒(指定学科)後5年以上の実務経験</li> <li>・10年以上の実務経験</li> </ul> </li> </ul>
	工事現場における <b>専任</b> の要件	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、 <b>請負金額が3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)以上</b> で必要	

- 建設業においては、建設生産物及び施工の特性から、建設業者の施工能力が特に重要であり、施工能力を担保するため十分な技術力を有する技術者（主任技術者・監理技術者）を工事現場毎に配置することが必要。

## 建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

## 施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す

## 主任技術者及び監理技術者の役割

- 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。（建設業法第26条の4）
- 具体的には、施工計画書等の作成・修正、主要な工程の立ち会い、工事の進捗や安全確認のための現場巡回、下請間の工程調整、工程会議等の開催、現場作業に係る実地の技術指導などを行っている。

### 元請の主任・監理技術者の職務等

役割	職務等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>請け負った建設工事全体の統括的な施工管理</u></li> </ul>
施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成</li> <li>• 下請の作成した施工要領書等の確認</li> <li>• 設計変更等に応じた施工計画書等の修正</li> </ul>
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 請け負った建設工事全体の進捗確認</li> <li>• 下請間の工程調整</li> <li>• 工程会議等の開催、参加、巡回</li> </ul>
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち合い確認、事後確認等の実地の確認</li> </ul>
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等、法令遵守や職務遂行の確認</li> <li>• 現場作業に係る実地の総括的技術指導</li> </ul>

### <これらの職務を主任・監理技術者が行う理由>

- 現場ごとに施工条件が異なり、かつ、完成後に瑕疵の有無等を確認することが困難であることから、実際の現場で都度施工の状況を確認し、品質管理を行うことが必要
- 自然条件・社会条件が日々変化する中で、各作業の進捗状況を常に確認し、遅滞なく施工を進めることが必要

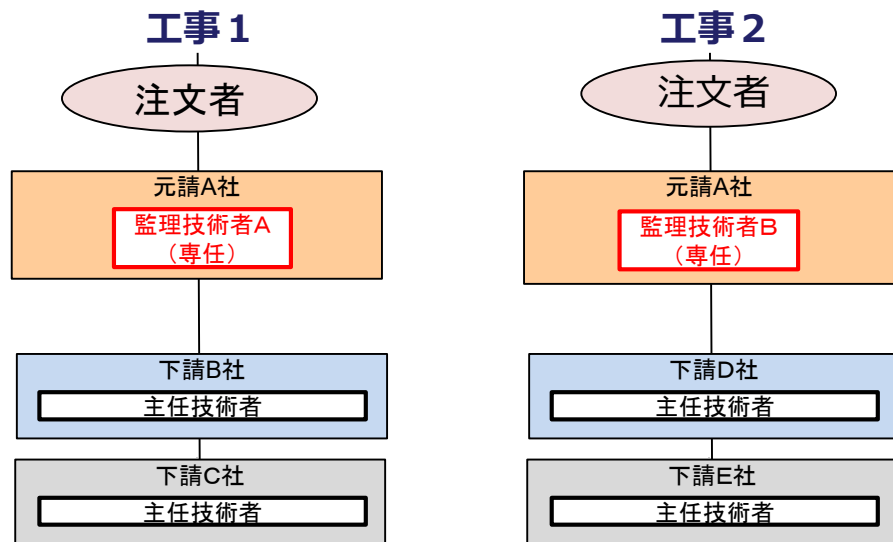
**現場に配置された技術者が統括的立場から、適正な技術的判断・確認を行うことで、適正な施工を確保**

- 改正建設業法(令和元年6月成立)により、生産性向上を図るため、監理技術者の専任配置要件を合理化し、監理技術者補佐を工事現場毎に専任で配置した場合、監理技術者の兼務を可能(当面2現場)とした。
- 今後、兼務活用現場の実態やICT技術の活用方策等について調査・検証し、安全や品質を確保した上での拡充の可否、あり方について検討していく。

※令和3年度の技術検定において、監理技術者補佐の要件の1つである「技士補」が初めて誕生。

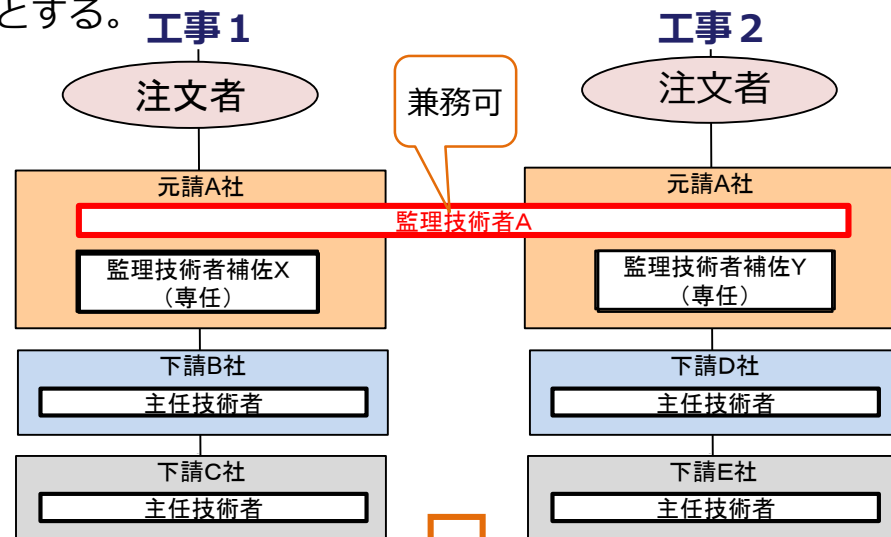
## 【従 来 (改正前)】

- ・ 建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあっては7000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。



## 【現 状 (改正後)】(令和2年10月施行)

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を可能とする(当面2現場)。
- ・ 監理技術者補佐の要件は、技士補の資格を持つ者などとする。



更なる拡充の可否、あり方を検討

## 【改正前】

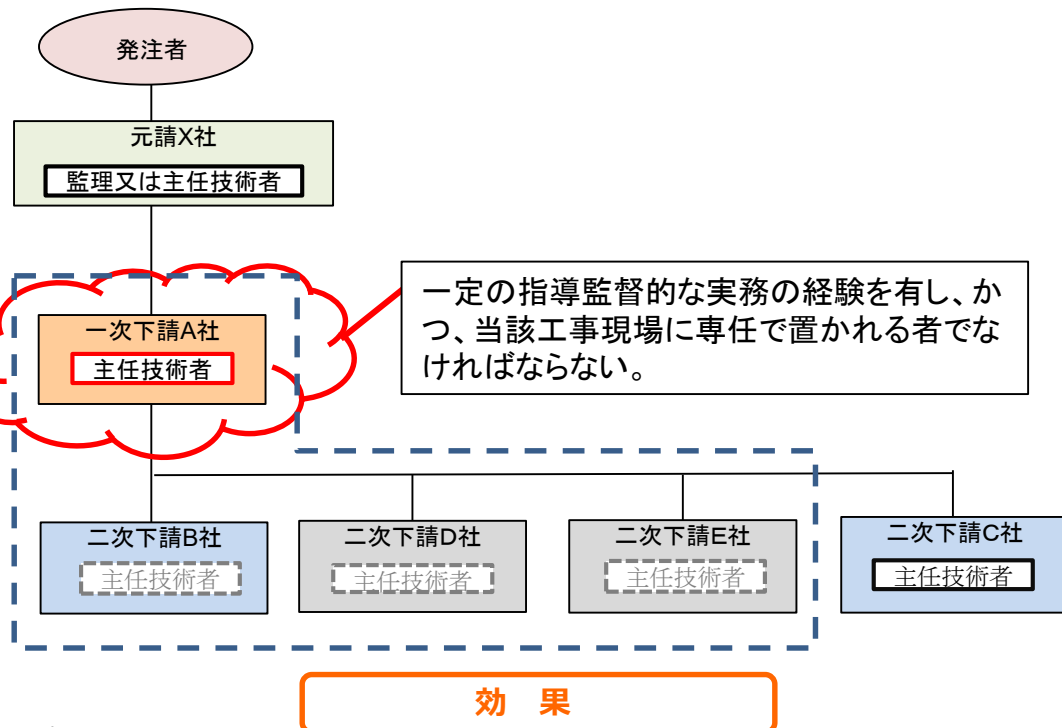
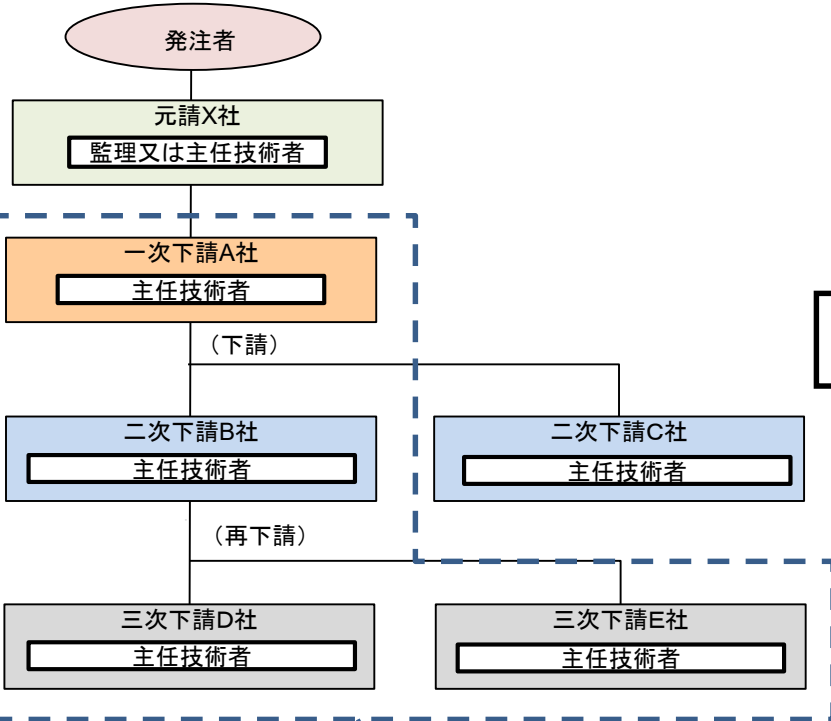
本来であれば一次下請Aが置く主任技術者による技術上の施工管理のみで適正施工が確保される場合であっても、**第26条の規定により全ての二次下請、三次下請（B～E）がそれぞれ主任技術者を置くことが必要。**

## 【改正後】

一次下請A社及び二次下請B、D、Eは、その合意により、Aが自ら工事現場に置く主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればB、D、Eの主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B、D、Eは、当該工事現場に主任技術者を置くことを要しないこととする。（新第26条の3）

(※) 適用対象は、下請代金の額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とする。

＜一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合＞



**効果**

元請負人： 自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる  
 下請負人： 受注の機会を確保しやすくなる

+

建設業における重層下請構造の改善に寄与

一次下請A社の直用の労働者が不足しており、その不足を補うため同様の建設工事の内容をB社に再下請。(B社でも足りない場合はさらにD社、E社にも再下請)

- 建設業は一品ごとの注文生産であり、一つの工事ごとにその内容に応じて資金調達、資材購入、技術者・技能者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行う必要。
- このため、各営業所に、請負契約の内容を技術的観点から確認し適正な契約締結及び履行確保を担う技術者を専任で置くとともに、本社には企業全体の安定的な経営の確保を担う経營業務管理責任者を常勤で置くことを求めている。

## 営業所専任技術者・経營業務管理責任者におけるテレワークの導入について

### ○テレワークの取扱いについて（令和2年4月3日事務連絡）

- ・経營業務管理責任者、営業所専任技術者及び令3条の使用人は、建設業法及び建設業許可事務ガイドラインにおいて、常勤又は専任が求められているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一定の条件の下、テレワークにより職務に従事している場合であっても、常勤又は専任の要件を欠くことにはならないと考える。
- ・一定の条件については、本店や営業所等で職務に従事している場合と同等の業務を遂行できる環境が求められ、電磁的な通信手段により、業務時間内においては常時連絡を取ることができることなどが必要であると考え。

働き方改革の観点からもテレワークの導入は有意義であり、その実態も踏まえつつ、コロナ後においても引き続き、一定の条件下でのテレワークを認める方向で検討していく。

## 主任技術者との兼務について

### ○営業所における専任の技術者の取扱いについて（平成15年4月21日国総建第18号）

営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）については、「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」とされているところであるが…、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者又は監理技術者（法第26条第3項に規定する専任を要する者を除く。…）となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取り扱う。

営業所専任技術者と主任技術者の兼務については、テレワークの導入など実態も踏まえつつ、適正な請負契約の締結及び現場の安全・品質の確保を前提とした上で、慎重な検討が必要。

- 主任技術者となるためには、指定学科以外を卒業した場合10年の実務経験が求められるが、技術検定を受験した場合、実務経験を大幅に短縮可能（大卒の場合1年6ヶ月の実務経験で足りる）。
- また、技術検定合格者であれば、指定学科と指定学科以外に必要な実務経験年数に大きな差はない（大卒指定学科の場合1年、大卒指定学科以外の場合1年6ヶ月）。
- 指定学科以外の出身者の活躍の促進に向けた要件の見直しについては、適正な施工確保に必要な技術力を担保した上で、慎重な検討を行うことが必要。

## 主任技術者となるための要件

### 指定学科以外卒業の場合

必要な実務経験

10年

→主任技術者に



技術検定(2級第二次検定)  
の受験資格

大卒後 1年6月

→合格後、主任技術者に

短大・高専卒業後 3年

高校卒業後 4年6月

上記以外 8年

### 指定学科卒業の場合

必要な実務経験

大学・短大・  
高専卒業後 3年

→主任技術者に

高校卒業後 5年



技術検定(2級第二次検定)  
の受験資格

大卒後 1年

→合格後、主任技術者に

短大・高専卒業後 2年

高校卒業後 3年

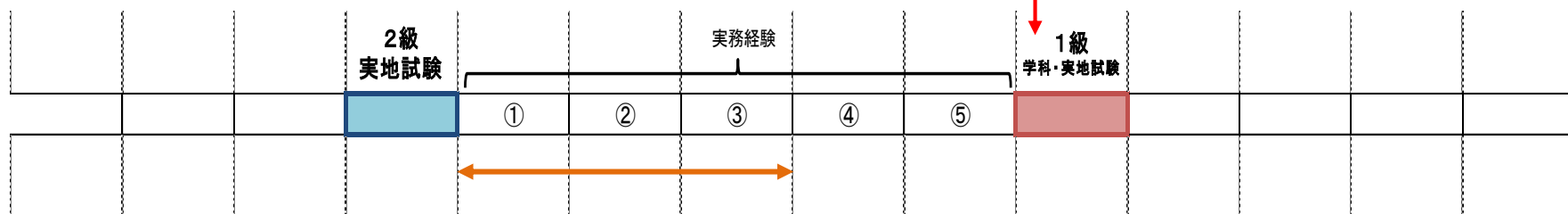
実務経験年数に大きな差はない



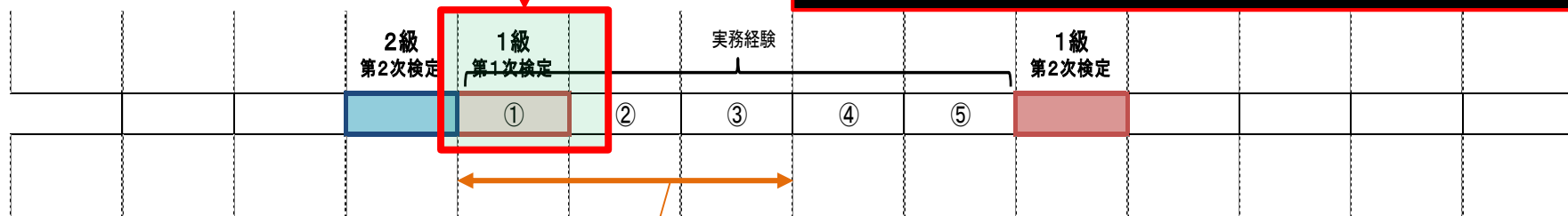
- 1級技術検定を受検するには、指定学科卒の場合、大卒3年、高卒10年等の実務経験が必要であるところ、2級技術検定を経由（合格）すれば、実務経験年数を短縮可能。
- 監理技術者補佐の要件の1つである1級第一次検定については、令和3年度の試験より、**2級の第二次検定を合格した者**については、**実務経験を経ることなく受検**することを可能とした。
- また、監理技術者の要件の1つである1級第二次検定を受検するには、通常、2級第二次検定合格から「5年」の実務経験が必要だが、**「専任の監理技術者のもと実務経験2年以上」**又は**「専任の主任技術者としての実務経験1年以上」**の場合、**受検に必要な実務経験年数を2年短縮**し、「3年」とすることが可能。

## 1級技術検定の受検資格の見直し

### 【従 来】



### 【見直し後】



「専任の監理技術者のもと2年以上」等の実務経験を有する場合、受検に必要な実務経験年数を「3年」とすることが可能